

山梨市公共下水道接続指導要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、排水設備の設置等の公共下水道への接続に係る行政指導（以下「接続指導」という。）に関し、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）、山梨市公共下水道条例（平成 17 年山梨市条例第 206 号。以下「条例」という。）及び山梨市公共下水道条例施規則（平成 17 年山梨市規則第 120 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の据置期限)

第 2 条 法第 10 条第 1 項の「遅滞なく」とは、公共下水道の供用が開始された日から 3 年を超えない日までとする。

(特別指導)

第 3 条 市長は、条例第 3 条に規定する義務者が同条に規定する期間を経過してもなお排水設備（条例第 2 条第 6 号に規定する排水設備をいう。以下同じ。）を設置しない場合又は法第 11 条の 3 第 1 項の規定によりくみ取便所を水洗便所に改造する義務を負う者が同項に定める期間を経過してもなお当該改造を行わない場合は、別表の左欄に掲げる土地又は建築物の状況の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を加点し、合計が 10 点を超えたときは、当該排水設備を設置しない義務者又は当該改造を行わない者（以下「義務違反者」という。）に対し特別な接続指導（以下「特別指導」という。）を行うことができる。

(特別指導の方法)

第 4 条 特別指導は、職員が義務違反者と面談し、次に掲げる事項を書面により説明して排水設備工事等の着手について指導を行う。ただし、義務違反者が遠隔地に在住するなどやむを得ない事由により面談による指導が困難であると市長が認める場合は、書面のみにより行う。

- (1) 排水設備の設置義務又は水洗便所への改造義務及びその履行期限に関すること。
- (2) 排水設備の設置等の延期に関すること。
- (3) 特別指導に従わない場合における勧告に関すること。
- (4) 勧告に従わない場合における命令及び罰則に関すること。

- 2 特別指導を行った職員は、その結果を特別指導結果報告書（様式第1号）に記録し、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 特別指導の実施後、市長は、特別指導通知書（様式第2号）により、義務違反者に指導内容を通知するものとする。

（勧告）

第5条 市長は、義務違反者が正当な事由なく特別指導に応じないときは、排水設備を設置し又は水洗便所への改造をするよう勧告することができる。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、接続指導に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

土地又は建築物の状況	点数
(1) 単独処理浄化槽（汚水処理する機器で、合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）及びくみ取便所以外のをいう。）により汚水を処理しているもの又はくみ取便所が設けられているもの	5
(2) 合併処理浄化槽により汚水を処理しているもの	3
(3) 排出される汚水が、悪臭、水質汚濁等により周辺環境に影響を与えているもの	7
(4) 前年度又は前々年度における汚水排水量が、年間1,000立方メートルを超えるもの	3
(5) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設に該当するもの	2
(6) 公共下水道の供用開始の日（法第9条第1項の規定により公示された供用を開始すべき年月日をいう。以下同じ。）からの経過年数が、5年未満のもの	1
(7) 公共下水道の供用開始の日からの経過年数が、5年以上15年未満のもの	3
(8) 公共下水道の供用開始の日からの経過年数が、15年以上のもの	5

様式第1号（第3条関係）

特別指導結果報告書

指導実施年月日		年 月 日		特別指導を行った回数		回目			
未 接 続 建 築 物 の 状 況	未接続家屋台帳番号				供用開始日		年 月 日		
	建築物の所在地								
	建 築 物 の 状 況	建築物の用途		1 一般住宅 2 集合住宅 3 分譲マンション 4 店舗 5 その他					
		建築物詳細 (業種・建築物名等)							
		建築物の規模		(例：2階建・4世帯など)					
		使用水		1 上水道 2 上水道・井戸水併用 3 井戸水					
		汚水処理方法		1 単独 2 合併 3 くみ取り 4 種別不明（浄化槽）					
	所 有 者 ・ 使 用 者	土地所有者	氏名				連絡先		
			住所						
		建築物所有者	氏名				連絡先		
住所									
建築物使用者		氏名				連絡先			
		住所							
管理者	氏名				連絡先				
	住所								
指 導 経 過	面談者氏名		面談者の地位		1 所有者 2 複数所有者の一部 3 所有者（法人）の代表 4 所有者以外（ ）				
	指導職員氏名								
	指導事項		<input type="checkbox"/> 排水設備の設置義務等及び履行期限（下水道法、山梨市公共下水道条例、山梨市公共下水道条例施行規則） <input type="checkbox"/> 排水設備の設置等の延期（山梨市公共下水道条例施行規則） <input type="checkbox"/> 勧告（山梨市公共下水道接続指導要綱） <input type="checkbox"/> 命令及び罰則（下水道法）						
	指導結果		1 接続工事着手予定（ 年 月頃まで） 2 見積徴取予定（ 年 月頃まで） 3 関係者と協議予定（ 年 月頃まで 関係者 ） 4 その他（ ）						
	今後の対応		1 再度特別指導を行う（ 年 月頃） 2 設置義務者の対応待ち（ 年 月頃面談者に状況を確認） 3 勧告を実施する（ 年 月頃） 4 その他（ ）						
以上のとおり特別指導を行ったので報告します。 年 月 日 氏 名									

殿

山梨市長 高木晴雄



下水道接続に係る排水設備の設置について（特別指導通知書）

公共下水道が供用開始されている区域内にある建築物については、下水道法、山梨市公共下水道条例及び山梨市公共下水道接続指導要綱によって定められた期間内に排水設備を設置することが義務付けられております。

しかしながら、あなたが所有されている下記建築物については、法、条例及び要綱で定められた接続期限を経過しているにもかかわらず、未だ下水道に接続されておられません。

つきましては、次のとおり指導しますので、速やかに排水設備を設置してください。

なお、正当な事由なくこの指導に従わない場合、山梨市公共下水道接続指導要綱に規定する勧告のに移行することがあります。

- 1 建築物（施設）の名称
- 2 排水設備を設置すべき土地及び建築物の所在地
- 3 公共下水道が供用開始された年月日
- 4 特別指導の内容